



保護者様

令和3年4月

神戸市立鶴甲小学校

校長 武田 務

携帯電話の学校内への持ち込みについて

登下校時における緊急連絡など、お子様との連絡手段として、携帯電話の学校内への持ち込みを希望され、つぎの確認事項にご同意いただける場合、「携帯電話の学校内持ち込みに関する申請書」に自署のうえ、学級担任までご提出ください。

この「携帯電話の学校内持ち込みに関する申請書」は、学校ホームページからダウンロードしていただくか、学級担任へお申し出ください。

また、この申請書は、毎年度、ご提出ください。

【確認事項】

- ①携帯電話は、登下校時における保護者等との緊急的な連絡手段のために使用することとし、学校内では使用しないこと。
- ②学校内では電源を切り、ランドセルの中へ入れ、取り出さないこと。
- ③携帯電話の持ち込みについて、友達等には言わないこと。
- ④保護者等の責任のもと、フィルタリングを適切に設定すること。
- ⑤保護者等において、携帯電話の危険性や正しい使い方、登下校時のマナー、等について適切に指導を行うこと。
- ⑥児童が①②③を守れなかった場合、学校として指導するが、保護者等も適切に指導すること。
- ⑦学校は携帯電話の紛失・破損について責任を負わないこと。

なお、お子様が在校中に緊急連絡の必要があるときは、学校へご連絡ください。

(参考) 申請理由例

- ・家が離れており、一人で登下校する距離が長いため。
- ・下校時に保護者が在宅しておらず、一人で過ごす時間が長いため。
- ・GPS機能で、所在を把握しておきたいため。